

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第10号
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本和則

期日前投票所開設場所	所在地	期間
広島市安佐北区役所 1階 第1会議室	広島市安佐北区可部四丁目 13番13号	令和7年7月 4日から 同月19日まで
広島市安佐北区役所 白木出張所	広島市安佐北区白木町大字 秋山2391番地の4	令和7年7月 4日から 同月19日まで
広島市安佐北区役所 高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目 13番7号	令和7年7月 4日から 同月19日まで
広島市安佐北区役所 安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字 飯室3052番地の1	令和7年7月 4日から 同月19日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和7年7月17日から 同月19日まで 午前10時から午後8時
イオンモール広島祇園店 3階 イオンホール	広島市安佐南区祇園三丁目 2番1号	令和7年7月17日から 同月19日まで 午前10時から午後8時